

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

| <p>（新）令和8年度 補助金交付要綱</p>   | <p>（旧）令和7年度 補助金交付要綱</p>  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱</b></p> <p>第1条から第3条（略）</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第4条（1）及び（2）（略）</p> <p><u>（3）燃料確保支援事業</u><br/> <u>中山間地域における地域住民の生活に必要な燃料を確保するため、燃料供給拠点（ガソリンスタンド）の維持・存続に必要なハード事業</u></p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要と認めるハード事業又はソフト事業</p> <p>2（略）</p> <p>第5条及び第6条（略）</p> <p>第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもの又は間接補助事業者<u>（別表第1に掲げる事業実施主体で、補助事業者と異なる者をいう。以下同じ。）</u>が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>2（略）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第8条 第3条に規定する補助目的（以下「補助目的」という。）を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、<u>補助事業者は、間接補助事業者に対して</u>同様の条件を付さなければならない。</p> | <p style="text-align: center;"><b>高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱</b></p> <p>第1条から第3条（略）</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第4条（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要と認めるハード事業又はソフト事業</p> <p>2（略）</p> <p>第5条及び第6条（略）</p> <p>第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもの又は間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>2（略）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第8条 第3条に規定する補助目的（以下「補助目的」という。）を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、<u>市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は</u>同様の条件を付さなければならない。</p> |

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

|  |   |
|--|---|
| <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <b>間接</b>補助金の交付の決定に当たっては、<b>間接補助事業者</b>が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。</p> <p>(9) <b>生活用品確保等支援事業</b>において、本格的に事業を実施するために車両の購入又は店舗設備を取得した場合にあっては、原則として取得した年度から起算して5年間は、地域の見守り活動等の取組を複合して実施することとし、補助目的に合致した活用を行うこと。</p> <p>(10) <b>生活用品確保等支援事業</b>において、配達、宅配（買い物代行を含む。）等の事業を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、当該手数料収入を当該事業に充当すること。この場合において、手数料の率については、補助事業者において定めるものとする。</p> <p>(11) <b>燃料確保支援事業</b>においては、<b>経済産業省資源エネルギー庁が実施する補助事業（以下、「国庫補助事業」という）へ申請すること。その他知事が特別に定めるものは申請を必須としない。</b></p> | <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 補助金の交付の決定に当たっては、<b>相手方</b>が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。</p> <p>(9) <b>別表第1の事業区分2の事業</b>において、本格的に事業を実施するために車両の購入又は店舗設備を取得した場合にあっては、原則として取得した年度から起算して5年間は、地域の見守り活動等の取組を複合して実施することとし、補助目的に合致した活用を行うこと。</p> <p>(10) <b>別表第1の事業区分2の事業</b>において、配達、宅配（買い物代行を含む。）等の事業を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、当該手数料収入を当該事業に充当すること。この場合において、手数料の率については、補助事業者において定めるものとする。</p> <p>(追加)</p> |
| <p>第9条 (略)</p> <p>(補助事業の重要な変更、中止及び廃止)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 補助事業の<b>追加</b>、全部若しくは一部の中止又は廃止</p> <p>(3) 補助事業の施行箇所の変更</p> <p>(4) 補助金額の増額<b>又は20パーセントを超える減額（生活用水確保支援</b></p>  | <p>第9条 (略)</p> <p>(補助事業の重要な変更、中止及び廃止)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <b>補助事業の実</b>実施主体の変更</p> <p>(2) 補助事業の<b>新設</b>、全部若しくは一部の中止又は廃止</p> <p>(3) 補助事業の施行箇所の変更</p> <p>(4) 補助金額の増額</p>   |

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

|   |  |
|---|--|
| <p><u>事業のみ変更見込み額が 50 万円未満の減額を除く。）</u><br/><u>(削除)</u></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 11 条及び第 12 条 (略)</p> <p>(繰越承認の申請)</p> <p>第 12 条の 2 補助事業者は、補助事業<u>(燃料確保支援事業を除く)</u>が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 4 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第 10 条第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第 5 号様式による補助金実績報告書を<u>別表第 3 に定める日までに</u>、別途定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、<u>補助事業者と事業実施主体が同一で</u>、契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 6 号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、<u>第 12 条の 2 の規定により繰越承認を受けた</u>場合は、別記第 7 号様式による年度終了実績報告書を、当該会計年度の<u>翌年度の 4 月 10 日</u>までに知事に提出しなければならない。この場合において、契約が 2 件以上にわたるときは、別記第 8 号様式による契約状況総括表を併せて提出しなければならない。</p> | <p><u>(5) 補助金の交付決定額に対して 20 パーセントを超える補助金の減額(生活用水確保支援事業のみ変更見込み額が 50 万円未満の減額を除く。)</u>又は<u>200 万円以上の減額の変更</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 11 条及び第 12 条 (略)</p> <p>(繰越承認の申請)</p> <p>第 12 条の 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 4 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第 10 条第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第 5 号様式による補助金実績報告書を<u>補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)</u>から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の<u>翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに</u>別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、<u>市町村等が実施主体で</u>、契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 6 号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、<u>補助事業が年度内に完了しない</u>場合は、別記第 7 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の<u>3 月 31 日</u>までに知事に提出しなければならない。この場合において、契約が 2 件以上にわたるときは、別記第 8</p> |
|---|--|

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

|   |   |
|---|---|
| <p>3及び4 （略）<br/>（補助金の額の確定）</p> <p>第14条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により交付金額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額が同額である場合は、この限りでない。</p> <p>第15条 （略）</p> <p>（補助金の返還等）</p> <p>第16条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</li> <li>（2）法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</li> <li>（3）補助金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違反したとき。</li> <li>（4）補助目的に合致する活用ができなくなったとき（ただし、知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。）。</li> <li>（5）別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。</li> </ol> <p>2及び3 <u>（削除）</u></p> | <p>号様式による契約状況総括表を併せて提出しなければならない。</p> <p>3及び4 （略）<br/>（補助金の額の確定）</p> <p>第14条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額である場合は、この限りでない。</p> <p>第15条 （略）</p> <p>（補助金の返還等）</p> <p>第16条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</li> <li>（2）法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</li> <li>（3）補助金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違反したとき。</li> <li>（4）補助目的として包含できる補助目的に合致する活用ができなくなったとき（知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。）。</li> <li>（5）別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。</li> </ol> <p>2 補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の交付の決定の取り消しに係る補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。</p> |
|---|---|

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

|  |  |
|--|--|
| <p>(事業成果のフォローアップ等)</p> <p>第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 3 年間、<u>補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</u></p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>(県内発注)</p> <p>第 18 条の 2 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>第 19 条及び第 20 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 20 日から施行する。</p> <p>2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 9 号、第 13 条第 4 項、第 16 条、第 17 条、第 19 条の規定並びに第 12 条の 2 の規定による繰越承認を受けた場合の第 13 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附 則)</p> | <p><u>3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合であって、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。</u></p> <p>(事業成果のフォローアップ等)</p> <p>第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 3 年間補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、<u>補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</u></p> <p>第 18 条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 19 条及び第 20 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 20 日から施行する。</p> <p>2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 9 号、第 13 条第 4 項、第 16 条、第 17 条、第 19 条の規定並びに第 12 条の 2 の規定による繰越承認を受けた場合の第 13 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附 則)</p> |
|--|--|

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

|   |  |
|---|--|
| <p>1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>2 改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱第4条第1項第2号における移動手段確保支援及び貨客混載推進に係る事業については、改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱の規定及び様式が、令和2年度の当該事業において必要とされる間、なお効力を有するものとする。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月21日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月28日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年5月12日から施行する。</u></p> | <p>1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>2 改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱第4条第1項第2号における移動手段確保支援及び貨客混載推進に係る事業については、改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱の規定及び様式が、令和2年度の当該事業において必要とされる間、なお効力を有するものとする。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月21日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月28日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> |
|---|--|

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

別表第1（第3条、第5条関係） （別添のとおり）

別表第2（第7条、第8条、第16条関係） （略）

別表第3（第13条関係）

| 事業区分   | 補助金実績報告書の提出期日   |
|--|---|
| 1 生活用水確保支援事業<br>2 生活用品確保等支援事業<br>4 その他特に知事が必要があると認める事業 | 補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の翌年度の4月10日のいずれか早い日 |
| 3 燃料確保支援事業   | 補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は補助事業年度の3月10日のいずれか早い日   |

別表第1（第3条、第5条関係） （別添のとおり）

別表第2（第7条、第8条、第16条関係） （略）

（追加）

(新)

別表第1 (第3条、第5条関係)

| 事業区分          | 分類         | 補助対象経費   | 内容   | 補助事業者  | 事業実施主体   | 補助率   | 市町村等の財政負担          | 補助限度額   |
|---------------|------------|--|--|--|--|---|--------------------|---|
| 1 生活用水確保支援事業  |            | ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査・検討に要する経費  | ・整備必要箇所の把握等調査費（開取り調査費、測量製図費、会議費等）  | 市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）  | 市町村等<br>・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体<br>・市町村長が補助の必要があると認める集落（以下「集落」という。）   | 補助対象経費から地元負担金を控除した2分の1以内（災害復旧の場合、補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内）<br>（注1）        | 負担を要する（注2）         | 1事業当たり3,000万円   |
|               |            | イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費<br>※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。                    | ・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。）<br>・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、滅菌機、ろ過材の交換等）<br>・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）               |  |  |   |                    | ※同一施設で行うア及びイの事業に係る経費の合計額とし、本補助制度創設（平成20年度）以降の累計金額とする。<br>※高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱に基づく交付を受けている場合は、交付金との合算額とする。 |
|               |            | ウ 給水施設の維持管理負担の軽減のためのデジタル化に要する経費<br>※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。                    | ・給水施設をデジタル技術を活用して遠隔で管理するための仕組みの整備（水位計、流量計、濁度計、カメラ、電磁バルブ等の設置）   |  |  |   |                    | 1事業当たり300万円   |
|               |            | エ 南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費  | ・浄水装置購入費   |  |  |   |                    | なし  |
| 2 生活用品確保等支援事業 | (1) 地域内事業  | ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費<br>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） | 市町村等   | 市町村等<br>・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会（以下「NPO法人等」という。）<br>・企業又は個人事業者（以下「企業等」という。）<br>・その他市町村が認める団体等 | 補助対象経費のうち、補助事業者が負担する額の2分の1以内<br>※ただし、事業実施主体が企業等の場合、補助金額は補助対象経費の3分の1を上限とする | 負担を要する（注2）<br>（注3） | 1事業当たり2,000万円   |
|               |            | イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費<br>生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費                      | ・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費  |  |  |   |                    | ※ただし試行に要する人件費<br>1人当たり100万円   |
|               |            | ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費  | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）<br>・店舗設備整備費又は備品購入費       |  |  |   |                    | 1事業当たり300万円   |
|               | (2) 広域連携事業 | ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費<br>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） | 市町村及び県で構成された協議会等（以下「協議会等」という。）で承認された次に掲げる者又は団体<br>・NPO法人等<br>・企業等<br>・その他協議会等が認める団体等 | 同左   | 補助対象経費のうち、補助事業者が負担する額の3分の2以内  | 負担を要する（注4）         | 1事業当たり5,000万円   |
|               |            | イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費<br>生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費                           | ・車両購入費及び備品購入費  | ※ただし試行に要する人件費<br>1人当たり100万円  |  |   |                    |   |

(新)

別表第1 (第3条、第5条関係)

| 事業区分                   | 分類 | 補助対象経費  | 内容  | 補助事業者 | 事業実施主体  | 補助率   | 市町村等の財政負担      | 補助限度額  |
|------------------------|----|---|---|-------|---------|---|----------------|--|
| 3 燃料確保<br>支援事業<br>(新設) |    | ア 消防法令に基づき対応が義務づけられている石油製品の流出事故防止対策（地下貯蔵タンクの危険物漏えい防止工事）に要する、以下①から④の事業に要する経費<br>(国庫補助事業の対象である場合)<br>国庫補助対象事業に要する経費から、国庫補助額を控除したものの |   |       |         |   |                |  |
|                        |    | ①内面ライニング施工工事  | ・工事前作業（残油抜き取り作業等）<br>・ライニング工事<br>・地下タンク圧力テスト 等の<br>国庫補助事業において補助対象としている<br>経費（注5）  |       |         |   | 1 事業あたり3,333千円 |  |
|                        |    | ②電気防食システム設置工事   | ・地下タンク圧力検査<br>・電気防食システム設置工事<br>・設置後電気防食効果測定 等の<br>国庫補助事業において補助対象としている<br>経費（注5）   |       |         |   | 1 事業あたり1,666千円 |  |
|                        |    | ③精密油面計設置工事  | ・高精度油面計設備費<br>・設置作業費 等の<br>国庫補助事業において補助対象としている<br>経費（注5）  |       |         |   | 1 事業あたり1,000千円 |  |
|                        |    | ④統計学による漏えい監視システム装置設置工事（SIR設置工事）   | ・地下タンク圧力検査<br>・機器設置費<br>・設置作業費 等の<br>国庫補助事業において補助対象としている<br>経費（注5）  |       |         |   | 1 事業あたり1,000千円 |  |
|                        |    | イ ガソリンスタンドの維持・存続（事業承継含む）に向けた経営合理化や経営力強化、災害発生時の燃料確保等を図るために要する、以下①から④の事業に要する経費<br>(国庫補助事業の対象である場合)<br>国庫補助対象事業に要する経費から、国庫補助額を控除したもの |   | 市町村等  | 揮発油販売業者 | 補助対象経費のうち、補助事業者が負担する額の2分の1以内<br>※ただし、補助金額は補助対象経費の3分の1を上限とする | 負担を要する<br>(注2) |  |
|                        |    | ①地下貯蔵タンクの効率化等工事(タンクの小型化、簡易計量器等の導入)  | 〈タンクの小型化〉<br>・解体工事<br>・給油設備工事 等の<br>国庫補助事業において補助対象としている<br>経費（注5）<br><br>〈簡易計量器等の導入〉<br>・簡易計量機本体購入費<br>・設置工事費 等の<br>国庫補助事業において補助対象としている<br>経費（注5） |       |         |   |                | 1 事業あたり6,666千円   |
|                        |    | ②配送用タンクローリーの更新  | ・タンクローリー購入費（付帯設備に係る費用を含む）   |       |         |   |                | 1 台あたり2,000千円  |
|                        |    | ③計量器※の更新<br>※ペーパー回収機能を備えていない計量器を含む  | ・計量器購入費<br>・設置工事費 等の<br>国庫補助事業において補助対象としている<br>経費（注5）   |       |         |   |                | 1 台あたり833千円  |
|                        |    | ④POSシステムの整備   | ・本体購入費<br>・周辺機器（精算機、カードリーダー等）<br>購入費 等の<br>国庫補助事業において補助対象としている<br>経費（注5）  |       |         |   |                | 1 事業あたり<br>(フルサービスの場合)<br>1,500千円<br>(セルフサービスの場合)<br>5,000千円 |

(新)

別表第1 (第3条、第5条関係)

| 事業区分 | 分類                  | 補助対象経費                                | 内容 | 補助事業者 | 事業実施主体             | 補助率                          | 市町村等の財政負担  | 補助限度額 |
|------|---------------------|---------------------------------------|----|-------|--------------------|------------------------------|------------|-------|
| 4    | その他特に知事が必要があると認める事業 | 地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要があると認める経費 |    | 市町村等  | 市町村等、地域団体、任意団体又は集落 | 補助対象経費のうち、補助事業者が負担する額の2分の1以内 | 負担を要する(注6) | なし    |

- (注)
- 1 災害復旧の適応範囲については以下の要件を満たすものとする。
    - ・自然災害により市町村以外が所有する施設が被災し、当該施設の機能が損なわれたと知事が認めるもの。なお、自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。
    - ・「豪雨」及び「洪水」については、原則として、被災地区の雨量観測計において、最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が20mm以上であること。ただし、被災の状況を鑑み、自然災害による被災であると知事が特に認める場合はこの限りでない。
  - 2 補助事業者の負担割合については、特に定めない。
  - 3 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
  - 4 協議会等で定めるところにより、財政負担を要するものとする。
  - 5 消防手続き等に係る申請納付金等、別途補助対象外経費として定める経費を除く。
  - 6 知事が特に認める場合はこの限りでない。

(旧)

別表第1 (第3条、第5条関係)

| 事業区分          | 分類         | 補助対象経費   | 内容   | 補助事業者  | 事業実施主体  | 補助率  | 市町村等の財政負担                      | 補助限度額  |
|---------------|------------|--|--|--|---|--|--------------------------------|--|
| 1 生活用水確保支援事業  |            | ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査・検討に要する経費  | ・整備必要箇所の把握等調査費（開取り調査費、測量製図費、会議費等）  | 市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）  | ・市町村等<br>・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体<br>・市町村長が補助の必要があると認める集落（以下「集落」という。）   | 補助対象経費から地元負担金を控除した2分の1以内（災害復旧の場合、補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内）<br>（注1） | 負担を要する<br>（注2）                 | 1事業当たり3,000万円<br>※同一施設で行うア及びイの事業に係る経費の合計額とし、本補助制度創設（平成20年度）以降の累計金額とする。<br>※高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱に基づく交付を受けている場合は、交付金との合算額とする。 |
|               |            | イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費<br>※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。                    | ・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。）<br>・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、滅菌機、ろ過材の交換等）<br>・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）               |  |   |  |                                | 1事業当たり300万円  |
|               |            | ウ 給水施設の維持管理負担の軽減のためのデジタル化に要する経費<br>※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。                    | ・給水施設をデジタル技術を活用して遠隔で管理するための仕組みの整備（水位計、流量計、濁度計、カメラ、電磁バルブ等の設置）   |  |   |  |                                | なし   |
|               |            | エ 南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費  | ・浄水装置購入費   |  |   |  |                                | なし   |
| 2 生活用品確保等支援事業 | (1) 地域内事業  | ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費<br>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） | 市町村等   | ・市町村等<br>・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会（以下「NPO法人等」という。）<br>・企業又は個人事業者（以下「企業等」という。）<br>・その他市町村が認める団体等 | 2分の1以内<br>（事業実施主体が企業等の場合3分の1以内）                                    | 負担を要する<br>（注2）<br>（注3）<br>（注4） | 1事業当たり2,000万円<br>※ただし試行に要する人件費<br>1人当たり100万円   |
|               |            | イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費<br>生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費                      | ・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費  |  |   |  |                                | 1事業当たり300万円  |
|               |            | ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費  | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）<br>・店舗設備整備費又は備品購入費       |  |   |  |                                | 1事業当たり300万円  |
|               | (2) 広域連携事業 | ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費<br>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） | 市町村及び県で構成された協議会等（以下「協議会等」という。）で承認された次に掲げる者又は団体<br>・NPO法人等<br>・企業等<br>・その他協議会等が認める団体等 | 同左  | 3分の2以内   | 負担を要する<br>（注5）                 | 1事業当たり5,000万円<br>※ただし試行に要する人件費<br>1人当たり100万円   |
|               |            | イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費<br>生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費                           | ・車両購入費及び備品購入費  | 1事業当たり5,000万円<br>※ただし試行に要する人件費<br>1人当たり100万円   |   |  |                                |  |

|                               |   |                                       |  |      |                    |        |                |    |
|-------------------------------|---|---------------------------------------|--|------|--------------------|--------|----------------|----|
| 3 その他特に知事が<br>必要があると認め<br>る事業 | / | 地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要があると認める経費 |  | 市町村等 | 市町村等、地域団体、任意団体又は集落 | 2分の1以内 | 負担を要する<br>(注6) | なし |
|-------------------------------|---|---------------------------------------|--|------|--------------------|--------|----------------|----|

- (注)
- 1 災害復旧の適応範囲については以下の要件を満たすものとする。
    - ・自然災害により市町村以外が所有する施設が被災し、当該施設の機能が損なわれたと知事が認めるもの。なお、自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。
    - ・「豪雨」及び「洪水」については、原則として、被災地区の雨量観測計において、最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が20mm以上であること。ただし、被災の状況を鑑み、自然災害による被災であると知事が特に認める場合はこの限りでない。
  - 2 補助事業者の負担割合については、特に定めない。
  - 3 企業等が事業実施主体となる場合は、補助事業者は3分の1の財政負担を要するものとする（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
  - 4 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
  - 5 協議会等で定めるところにより、財政負担を要するものとする。
  - 6 知事が特に認める場合はこの限りでない。